特定非営利活動法人　ともにあゆむ　定款

第１章　総則

（名称）

第１条　この法人は、特定非営利活動法人　ともにあゆむ　という。

（事務所）

第２条　この法人は、主たる事務所を神奈川県横浜市泉区上飯田町２１９８－１に置く。

第２章　目的及び事業

（目的）

第３条　この法人は、知的・身体・精神にハンディキャップがある人たち、高齢の人たち、乳幼児及び児童、青少年の社会参加を支援し地域社会とともに生きていく事業を行い、福祉の増進に寄与することを目的とする。

（特定非営利活動の種類）

第４条　この法人は、第３条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

（１）　保健、医療又は福祉の増進を図る活動

（２）　子どもの健全育成を図る活動

（事業）

第５条　この法人は、第３条の目的を達成するため、次の事業を行う。

(1) 特定非営利活動に係る事業

①指定障害福祉サービスに係る事業

②介護保険法に基づく居宅サービス事業

③介護保険法に基づく地域密着型サービス事業

④介護保険法に基づく居宅介護支援事業

⑤介護保険法に基づく施設サービス事業

⑥児童福祉法に基づく事業

⑦介護予防・日常生活支援総合事業

⑧障害者総合支援法に基づく地域生活支援事業

第３章　会員

（種別）

第６条　この法人の会員は、次の１種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

(1)　正会員　この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体

（入会）

第７条　正会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申込むものとし、理事長は、そのものが前条に掲げる条件に適合すると認めるときは、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

２　理事長は、前項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

（入会金及び会費）

第８条　正会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない

（会員の資格の喪失）

第９条　正会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。
(1)　退会届の提出をしたとき。
(2)　本人が死亡し、又は正会員である団体が消滅したとき。
(3)　継続して２年以上会費を滞納したとき。
(4)　除名されたとき。
（退会）
第 10 条　正会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。
（除名）
第 11 条　正会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会において正会員総数の４分の３以上の議決により、これを除名することができる。この場合、その正会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。
(1)　この定款等に違反したとき。
(2)　この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
（拠出金品の不返還）
第 12 条　既納の入会金、会費及びその他の拠出金品は、返還しない。

第４章　役員及び職員

（種別及び定数）
第 13 条　この法人に次の役員を置く。
(1)　理　事３人以上６人以下
(2)　監　事１人以上２人以下
２　理事のうち、１人を理事長、若干名を副理事長とする。
（選任等）
第 14 条　理事及び監事は、総会において選任する。
２　理事長及び副理事長は、理事の互選とする。
３　役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは３親等以内の親族が１人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び３親等以内の親族が役員の総数の３分の１を超えて含まれることになってはならない。
４　監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。
（職務）
第 15 条　理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。
２　副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。
３　理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
４　監事は、次に掲げる職務を行う。
(1)　理事の業務執行の状況を監査すること。
(2)　この法人の財産の状況を監査すること。
(3)　前２号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
(4)　前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。
(5)　理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

（任期等）
第16条　役員の任期は、２年とする。ただし、再任を妨げない。
２　補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
３　役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。
（欠員補充）
第17条　理事又は監事のうち、その定数の３分の１を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。
（解任）
第18条　役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会において正会員総数の４分の３以上の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。
(1)　心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。
(2)　職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。
（報酬等）
第19条　役員は、その総数の３分の１以下の範囲内で報酬を受けることができる。
２　役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
３　前２項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。
（職員）
第20条　この法人に、事務局長その他の職員を置く。
２　職員は、理事長が任免する。

第５章　総会

（種別）
第21条　この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の２種とする。
（構成）
第22条　総会は、正会員をもって構成する。
（権能）
第23条　総会は、次の事項について議決する。
(1)　定款の変更
(2)　解散
(3)　合併
(4)　事業計画及び収支予算に関する事項
(5)　事業報告及び収支決算に関する事項
(6)　役員の選任等に関する事項
(7)　入会金、会費に関する事項
(8)　長期借入金に関する事項
(9)　事務局の組織等に関する事項
(10)　その他この法人の運営に関する重要事項
（開催）
第24条　通常総会は、毎年１回開催する。
２　臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

(1)　理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
(2)　正会員総数の５分の１以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
(3)　第 15 条第４項第４号の規定により、監事から招集があったとき。

（招集）

第 25 条　総会は、前条第２項第３号の場合を除き、理事長が招集する。

２　理事長は、前条第２項第１号及び第２号の規定による請求があったときは、その日から３０日以内に臨時総会を招集しなければならない。

３　総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも５日前までに通知しなければならない。

（議長）

第 26 条　総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

（定足数）

第 27 条　総会は、正会員総数の２分の１以上の出席がなければ開会することができない。

（議決）

第 28 条　総会における議決事項は、第 25 条第３項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

２　総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（表決権等）

第 29 条　各正会員の表決権は、平等なるものとする。

２　やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

３　前項の規定により表決した正会員は、第 27 条、前条第２項、次条第１項及び第 50 条第１項の適用については、総会に出席したものとみなす。

４　総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

（議事録）

第 30 条　総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
(1)　日時及び場所
(2)　正会員総数及び出席者数（書面表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）
(3)　審議事項
(4)　議事の経過の概要及び議決の結果
(5)　議事録署名人の選任に関する事項

２　議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人２人以上が署名又は記名押印しなければならない。

第６章　理事会

（構成）

第 31 条　理事会は、理事をもって構成する。

（権能）

第 32 条　理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

(1)　総会に付議すべき事項
(2)　総会の議決した事項の執行に関する事項
(3)　その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

（開催）

第 33 条　理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。
(1)　理事長が必要と認めたとき。
(2)　理事総数の４分の１以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
(3)　第 15 条第４項第５号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

（招集）

第 34 条　理事会は、理事長が招集する。
２　理事長は、前条第２号及び第３号の規定による請求があったときは、その日から３０日以内に理事会を招集しなければならない。
３　理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも５日前までに通知しなければならない。

（議長）

第 35 条　理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

（定足数）

第 36 条　理事会は、理事総数の過半数の出席がなければ開会することができない。

（議決）

第 37 条　理事会における議決事項は、第 34 条第３項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。
２　理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（表決権等）

第 38 条　各理事の表決権は、平等なるものとする。
２　やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。
３　前項の規定により表決した理事は、第 36 条及び次条第１項の適用については、理事会に出席したものとみなす。
４　理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

（議事録）

第 39 条　理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
(1)　日時及び場所
(2)　理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面表決者にあっては、その旨を付記すること。）
(3)　審議事項
(4)　議事の経過の概要及び議決の結果
(5)　議事録署名人の選任に関する事項
２　議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人２人以上が署名又は記名押印しなければならない。

第７章　資産及び会計

（資産の構成）

第 40 条　この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

(1)　設立当初の財産目録に記載された資産

(2)　入会金及び会費

(3)　寄付金品

(4)　財産から生じる収入

(5)　事業に伴う収入

(6)　その他の収入

（資産の区分）

第 41 条　この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産の１種とする。

（資産の管理）

第 42 条　この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

（会計の原則）

第 43 条　この法人の会計は、次に掲げる原則に従って行うものとする。

(1)　会計簿は、正規の簿記の原則に従って正しく記帳すること。

(2)　財産目録、貸借対照表及び収支計算書は、会計簿に基づいて収支及び財政状態に関する真実な内容を明りょうに表示したものとすること。

(3)　採用する会計処理の基準及び手続については、毎事業年度継続して適用し、みだりにこれを変更しないこと。

（会計の区分）

第 44 条　この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業に関する会計の１種とする。

（事業計画及び収支予算）

第 45 条　この法人の事業計画及びこれに伴う収支予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

（暫定予算）

第 46 条　前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収入支出することができる。

２　前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

（事業報告及び収支決算）

第 47 条　この法人の事業報告及び収支決算は、毎事業年度ごとに理事長が事業報告書、収支計算書、貸借対照表及び財産目録等として作成し、監事の監査を経て、その年度終了後３か月以内に総会の承認を得なければならない。

（事業年度）

第 48 条　この法人の事業年度は、毎年４月１日に始まり翌年３月３１日に終わる。

（長期借入金）

第 49 条　この法人が資金の借入をしようとするときは、その事業年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、総会の承認を得なければならない。

第８章　定款の変更、解散及び合併

（定款の変更）

第 50 条　この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の４分の３以上の議決を得なければならない。

２　定款の変更は、次に掲げる事項を除いて所轄庁の認証を得なければならない。

(1)　主たる事務所の所在地及びその他の事務所の所在地（所轄庁の変更を伴わないものに限る。）

(2)　資産に関する事項

(3)　公告の方法

（解散）
第51条　この法人は、次に掲げる事由により解散する。
(1)　総会の決議
(2)　目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
(3)　正会員の欠亡
(4)　合併
(5)　破産手続開始の決定
(6)　所轄庁による設立の認証の取消し
2　前項第１号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の４分の３以上の承諾を得なければならない。
3　第１項第２号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。
（残余財産の帰属）
第52条　この法人が解散(合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。)したときに残存する財産は、法第１１条第３項に規定する法人のうち総会において選定したものに帰属するものとする。
（合併）
第53条　この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の４分の３以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第9章　公告の方法

（公告の方法）
第54条　この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。

第10章　雑則

（細則）
第55条　この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附　則

1　この定款は、この法人の成立の日から施行する。
2　この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理事長	地　藏　　朋　子
副理事長	岩　倉　　吉　伸
理事	本　保　　淳
同	山　川　　郁　代
監事	茅　野　　康　了

3　この法人の設立当初の役員の任期は、第16条第１項の規定にかかわらず、成立の日から平成１８年１２月３１日までとする。
4　この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第45条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。
5　この法人の設立当初の事業年度は、第48条の規定にかかわらず、成立の日から平成１７年９月３０日までとする。
6　この法人の設立当初の入会金及び会費は、第８条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

(1)　入会金　０円
(2)　年会費　１口５，０００円（１口以上）

附則
この定款は、平成１８年５月１日から施行する。
附則
１、この定款は、平成２４年３月１４日から施行する。
２、この法人の定款変更当初の事業年度は第 48 条の規定に関わらず平成 23 年 10 月 1 日から平成 24 年 9 月 30 日までとし、翌事業年度は平成 24 年 10 月 1 日から平成 25 年 3 月 31 日までとする。
附則
この定款は、平成２５年２月２２日から施行する。
附則
この定款は、平成２６年 11 月１２日から施行する。
附則
この定款は、令和　　年　　月　　日から施行する。

令 和 8 年 度 事 業 計 画 書

法人の名称　　特定非営利活動法人　ともにあゆむ

1　事業の成果について

障害者の移動支援事業の活動をすることにより多くの障害者が地域社会に参加できる機会を作っていく

また、これまで通りの事業も引き続きしていく。

2　事業内容

（1）特定非営利活動に係る事業

①　指定障害福祉サービスに係る事業

ア　就労継続支援事業

・内　　容　古紙回収、ペットボトルキャップ回収, 製パン、弁当
・日　　時　通年
・場　　所　横浜市全域
・従事者人員　30 人
・受益対象者　障がいの者　80 人
・収支見込額　162, 026, 804 円

イ　生活介護事業

・内　　容　体力維持のため、トレーニングをする。
・日　　時　通年
・場　　所　横浜市泉区
・従事者人員　52 人
・受益対象者　障がいの者　55 人
・収支見込額　157, 607, 891 円

ウ　共同生活援助事業

・内　　容　障がい者の生活の場を作る。
・日　　時　通年
・場　　所　横浜市泉区
・従事者人員　10 人
・受益対象者　障がいの者　20 人
・収支見込額　44, 189, 129 円

②　介護保険法に基づく居宅サービス事業

事業開始の検討を行う。

③　介護保険法に基づく地域密着型サービス事業
事業開始の検討を行う。

④　介護保険法に基づく居宅介護支援事業
事業開始の検討を行う。

⑤　介護保険法に基づく施設サービス事業
事業開始の検討を行う。

⑥　児童福祉法に基づく事業

ア　地域型保育事業

・内　　容　　０，１，２歳児の保育
・日　　時　　通年
・場　　所　　横浜市泉区
・従事者人員　　15 人
・受益対象者　　0, 1, 2 歳の者　19 人
・収支見込額　　50, 081, 012 円

⑦　介護予防・日常生活支援総合事業
事業開始の検討を行う。

⑧　障害者総合支援法に基づく地域生活支援事業
・内　　容　　障害者の外出の援助をする。
・日　　時　　認証後～3 月
・場　　所　　横浜市内
・従事者人員　　5 人
・受益対象者　　障がいの者　10 人
・収支見込額　　22, 094, 564 円

令 和 9 年 度 事 業 計 画 書

法人の名称　　特定非営利活動法人　ともにあゆむ

1　事業の成果について

障害者の移動支援事業の活動をすることにより多くの障害者が地域社会に参加できる機会を作っていく

また、これまで通りの事業も引き続きしていく。

2　事業内容

（1）特定非営利活動に係る事業

①　指定障害福祉サービスに係る事業

ア　就労継続支援事業

・内　　容　古紙回収、ペットボトルキャップ回収, 製パン、弁当
・日　　時　通年
・場　　所　横浜市全域
・従事者人員　30 人
・受益対象者　障がいの者　80 人
・収支見込額　166, 092, 497 円

イ　生活介護事業

・内　　容　体力維持のため、トレーニングをする。
・日　　時　通年
・場　　所　横浜市泉区
・従事者人員　52 人
・受益対象者　障がいの者　55 人
・収支見込額　161, 562, 701 円

ウ　共同生活援助事業

・内　　容　障がい者の生活の場を作る。
・日　　時　通年
・場　　所　横浜市泉区
・従事者人員　10 人
・受益対象者　障がいの者　20 人
・収支見込額　45, 297, 954 円

②　介護保険法に基づく居宅サービス事業

事業開始の検討を行う。

③　介護保険法に基づく地域密着型サービス事業
事業開始の検討を行う。

④　介護保険法に基づく居宅介護支援事業
事業開始の検討を行う。

⑤　介護保険法に基づく施設サービス事業
事業開始の検討を行う。

⑥　児童福祉法に基づく事業

ア　地域型保育事業

・内　　容　　０，１，２歳児の保育
・日　　時　　通年
・場　　所　　横浜市泉区
・従事者人員　　15 人
・受益対象者　　0, 1, 2 歳の者　19 人
・収支見込額　　51, 337, 681 円

⑦　介護予防・日常生活支援総合事業
事業開始の検討を行う。

⑧　障害者総合支援法に基づく地域生活支援事業
・内　　容　　障害者の外出の援助をする。
・日　　時　　通年
・場　　所　　横浜市内
・従事者人員　　8 人
・受益対象者　　障がいの者　13 人
・収支見込額　　31, 708, 567 円

令和8年度 活動予算書【法人全体】

自　令和08年04月01日
至　令和09年03月31日

特定非営利活動法人 ともにあゆむ
経常収益

科目		予算額（単位:円）	説明
自立支援費収入		525,441,522	
	訓練等給付費	170,997,119	ひとつの芽38,912,368円，大43,998,600円，パン工房勇気33,561,908円，グループホーム54,524,243円
	生活介護等給付費	313,835,793	BigHeart75,592,300円，BigHeart2 102,345,895円、Precious Life80,897,598円、Resolution55,000,000円
	保育所給付費	40,608,610	マーヤ保育園
補助金収入		27,139,888	
	借地借家費補助金	3,264,000	ひとつの芽
	グループホーム補助金	11,669,700	運営基本費1,326,000円，サービス管理費1,210,000円，建物借上加算5,777,920円，介護支援加算3,041,180円，水道料金加算314,600円
	保育園補助金収入	7,206,188	横浜市補助金4,071,980円，延長保育事業費3,134,208円
	地域生活支援事業費	5,000,000	
負担金収入		17,895,764	
	利用者負担額	0	
	給食費負担金	4,500,000	利用者給食費負担金
	行事費負担金	0	
	送迎費負担金	150,000	利用者送迎費負担金
	グループホーム入居者負担金	13,245,764	家賃負担金7,025,161円，食事費負担金3,711,833円，光熱水費負担金2,409,032円，日用品費負担金99,738円
利用料収入		5,425,986	
	保育料収入	5,425,986	園児保育料，延長料
事業収入		60,000,000	
	事業収入	60,000,000	
寄付金収入		0	
	寄付金収入	0	
受取利息		0	
	受取利息	0	預金利息
雑収入		57,536,660	
	利用者等外給食費収入	2,000,000	職員給食費負担金
	雑収入	55,536,660	古紙回収収入（本部）49,464,000円，保険金 他
経常収益合計		693,439,820	

令和8年度 活動予算書【法人全体】

自　令和08年04月01日
至　令和09年03月31日

特定非営利活動法人 ともにあゆむ
経常費用－1（事業費）

科目		予算額（単位：円）	説明
事業費（人件費）		351,542,000	
	職員給料	190,000,000	職員給料基本給
	職員諸手当	58,922,000	職員給料諸手当・賞与
	非常勤職員給与	70,000,000	アルバイト料
	法定福利費	32,620,000	厚生保険料28,000,000円，労働保険料3,900,000円，中退共掛金720,000円
	諸謝金	0	
事業費（その他経費）		24,457,400	
	給食費	1,300,000	給食材料，弁当代
	保健衛生費	900,000	利用者健康診断料
	教養娯楽費	1,000,000	新聞代，イベント経費
	車両費	5,000,000	ガソリン代
	日用品費	100,000	グループホーム入居者用日用品
	消耗品費	3,800,000	生活消耗品
	器具什器費	37,400	浄化槽
	保育教材費	250,000	あゆみ，保育教材
	賃借料	70,000	ベビー布団リース料
	請負謝礼金	12,000,000	請負契約者費用
	雑費	0	
事業支出		60,000,000	
	事業支出	60,000,000	利用者工賃20,000,000円、車両費15,000,000円、賃借料10,000,000円　食堂関係支出5,000,000円、パン製造支出10,000,000円
事業費合計		435,999,400	

令和8年度 活動予算書【法人全体】

自　令和08年04月01日
至　令和09年03月31日

特定非営利活動法人 ともにあゆむ
経常費用－2（管理費）

科目		予算額（単位：円）	説明
管理費（人件費）		6,108,000	
	役員報酬	6,108,000	
管理費（その他経費）		115,586,774	
	福利厚生費	1,200,000	職員健康診断料
	旅費交通費	100,000	出張交通費，駐車料金，通行料金
	研修費	200,000	サービス管理責任者更新研修 他
	消耗品費	50,000	事務用品
	器具什器費	1,000,000	タブレット，ノートパソコン，家電品 他
	印刷製本費	250,000	コピー機カウンター料金
	水道光熱費	15,000,000	電気，ガス，水道
	修繕費	2,500,000	建物修理代，シャッター修理代，エアコン修理代 他
	通信運搬費	2,000,000	電話・インターネット1,900,000円，郵送料・切手代100,000円
	会議費	0	
	広報費	0	
	業務委託費	6,800,000	防犯システム，社労士報酬，消防設備点検代，検便代 他
	手数料	1,700,000	振込手数料，法人所有団地の管理費
	損害保険料	345,160	火災保険料，施設賠償責任保険料
	賃借料	980,000	コピー機リース料
	借地借家費	65,000,000	家賃，駐車場使用料
	租税公課	2,500,000	令和3年度分消費税，収入印紙代，自動車税
	諸会費	130,000	町内会費，社協会費
	減価償却費	15,731,614	当期減価償却費
	雑費	100,000	慶弔費
管理費合計		121,694,774	

令和8年度 活動予算書【法人全体】

自　令和08年04月01日
至　令和09年03月31日

特定非営利活動法人 ともにあゆむ
経常外費用

科目		予算額（単位:円）	説明
その他支出		0	
	支払利息	0	
	その他支出	0	
予備費		0	
	予備費	0	
経常外費用合計		0	
当年度支出合計		557,694,174	
当年度収支差額		135,745,646	
前期繰越収支差額		956,873,376	
次期繰越収支差額		1,092,619,022	

令和9年度 活動予算書【法人全体】

自　令和09年04月01日
至　令和10年03月31日

特定非営利活動法人 ともにあゆむ
経常収益

科目		予算額（単位：円）	説明
自立支援費収入		525,441,522	
	訓練等給付費	170,997,119	ひとつの芽38,912,368円，大43,998,600円，パン工房勇気33,561,908円，グループホーム54,524,243円
	生活介護等給付費	313,835,793	BigHeart75,592,300円，BigHeart2 102,345,895円、Precious Life80,897,598円、Resolution55,000,000円
	保育所給付費	40,608,610	マーヤ保育園
補助金収入		28,139,888	
	借地借家費補助金	3,264,000	ひとつの芽
	グループホーム補助金	11,669,700	運営基本費1,326,000円，サービス管理費1,210,000円，建物借上加算5,777,920円，介護支援加算3,041,180円，水道料金加算314,600円
	保育園補助金収入	7,206,188	横浜市補助金4,071,980円，延長保育事業費3,134,208円
	地域生活支援事業費	6,000,000	
負担金収入		17,895,764	
	利用者負担額	0	
	給食費負担金	4,500,000	利用者給食費負担金
	行事費負担金	0	
	送迎費負担金	150,000	利用者送迎費負担金
	グループホーム入居者負担金	13,245,764	家賃負担金7,025,161円，食事費負担金3,711,833円，光熱水費負担金2,409,032円，日用品費負担金99,738円
利用料収入		5,425,986	
	保育料収入	5,425,986	園児保育料，延長料
事業収入		60,000,000	
	事業収入	60,000,000	
寄付金収入		0	
	寄付金収入	0	
受取利息		0	
	受取利息	0	預金利息
雑収入		57,536,660	
	利用者等外給食費収入	2,000,000	職員給食費負担金
	雑収入	55,536,660	古紙回収収入（本部）49,464,000円，保険金 他
経常収益合計		694,439,820	

令和9年度 活動予算書【法人全体】

自　令和09年04月01日
至　令和10年03月31日

特定非営利活動法人 ともにあゆむ
経常費用－1（事業費）

科目		予算額（単位：円）	説明
事業費（人件費）		371,542,000	
	職員給料	200,000,000	職員給料基本給
	職員諸手当	58,922,000	職員給料諸手当・賞与
	非常勤職員給与	80,000,000	アルバイト料
	法定福利費	32,620,000	厚生保険料28,000,000円，労働保険料3,900,000円，中退共掛金720,000円
	諸謝金	0	
事業費（その他経費）		24,457,400	
	給食費	1,300,000	給食材料，弁当代
	保健衛生費	900,000	利用者健康診断料
	教養娯楽費	1,000,000	新聞代，イベント経費
	車両費	5,000,000	ガソリン代
	日用品費	100,000	グループホーム入居者用日用品
	消耗品費	3,800,000	生活消耗品
	器具什器費	37,400	浄化槽
	保育教材費	250,000	あゆみ，保育教材
	賃借料	70,000	ベビー布団リース料
	請負謝礼金	12,000,000	請負契約者費用
	雑費	0	
事業支出		60,000,000	
	事業支出	60,000,000	利用者工賃20,000,000円、車両費15,000,000円、賃借料10,000,000円　食堂関係支出5,000,000円、パン製造支出10,000,000円
事業費合計		455,999,400	

令和9年度 活動予算書【法人全体】

自　令和09年04月01日
至　令和10年03月31日

特定非営利活動法人 ともにあゆむ
経常費用－2（管理費）

科目		予算額（単位：円）	説明
管理費（人件費）		6,108,000	
	役員報酬	6,108,000	
管理費（その他経費）		115,586,774	
	福利厚生費	1,200,000	職員健康診断料
	旅費交通費	100,000	出張交通費，駐車料金，通行料金
	研修費	200,000	サービス管理責任者更新研修 他
	消耗品費	50,000	事務用品
	器具什器費	1,000,000	タブレット，ノートパソコン，家電品 他
	印刷製本費	250,000	コピー機カウンター料金
	水道光熱費	15,000,000	電気，ガス，水道
	修繕費	2,500,000	建物修理代，シャッター修理代，エアコン修理代 他
	通信運搬費	2,000,000	電話・ｲﾝﾀｰﾈｯﾄ1,900,000円，郵送料・切手代100,000円
	会議費	0	
	広報費	0	
	業務委託費	6,800,000	防犯ｼｽﾃﾑ，社労士報酬，消防設備点検代，検便代 他
	手数料	1,700,000	振込手数料，法人所有団地の管理費
	損害保険料	345,160	火災保険料，施設賠償責任保険料
	賃借料	980,000	コピー機リース料
	借地借家費	65,000,000	家賃，駐車場使用料
	租税公課	2,500,000	令和3年度分消費税，収入印紙代，自動車税
	諸会費	130,000	町内会費，社協会費
	減価償却費	15,731,614	当期減価償却費
	雑費	100,000	慶弔費
管理費合計		121,694,774	

令和9年度 活動予算書【法人全体】

自　令和09年04月01日
至　令和10年03月31日

特定非営利活動法人 ともにあゆむ
経常外費用

科目		予算額（単位:円）	説明
その他支出		0	
	支払利息	0	
	その他支出	0	
予備費		0	
	予備費	0	
経常外費用合計		0	
当年度支出合計		577,694,174	
当年度収支差額		116,745,646	
前期繰越収支差額		1,092,619,022	
次期繰越収支差額		1,209,364,668	